

広島県告示第二百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にした。

平成二十一年三月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

福山市内海町字小釜谷八九四七、八九四八の二、八九四八の三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため